

記録の起源と複式簿記の記録（ ）

土 方 久

- 1.はじめに
- 2.「記録」の起源
 - 1)アルタミラの壁画と記録(以上,本誌,56巻3・4号)
 - 2)メソポタミア時代の粘土板と記録
 - (1)粘土球の会計文書
 - (2)粘土塊の会計文書(以上,本誌,57巻1号)
 - (3)粘土板の会計文書(以上,本誌,57巻2号)
- 3.複式簿記の「記録」
 - 1)中世イタリアの公正証書から会計帳簿への移行
 - 2)貸借記録の会計帳簿
 - (1)人名勘定
 - (2)人名勘定の改良(以上,本誌,58巻4号)
 - 3)反対記録の会計帳簿
 - (1)物財勘定 - 現金勘定
 - (2)物財勘定 - 商品勘定
 - (3)名目勘定
 - 4)会計帳簿の機能
 - (1)財産管理(以上,本誌,59巻1号)
 - (2)損益計算と資本保全
- 4.むすび(以上,本号)

3. 複式簿記の「記録」

4) 会計帳簿の機能

(2) 損益計算と資本保全

さらに、決算時を待つまでもなく、会計帳簿の更新時には、債権残高も債務残高も、現金残高も商品残高も、翌期に繰越されねばならないのだが、荷口別の商品が売売されると、商品勘定に計算する荷口別の「商品売買益」または「商品売買損」、売売されないなら、商品勘定に計算する荷口別の「期間の商品売買益」または「期間の商品売買損」は、翌期に繰越されねばならないことはない。利益（収益）勘定に計算する「利益（収益）合計」も損失（費用）勘定に計算する「損失（費用）合計」も同様。翌期に繰越されねばならないことはない。出資金である「資本金」が、それだけ増加したか、それだけ減少したことを意味するからである。したがって、会計帳簿の更新時または締切時に、このような利益（収益）合計とこのような損失（費用）合計は、これを集合するための損益勘定を開設するまでもなく、損益勘定に振替えられるまでもなく、「資本金勘定」に振替えられるはずではある。

しかし、会計帳簿の更新時または決算時に、「損益勘定」を前面に打ち出すことによって、会計帳簿は「損益計算」手段として機能する。「資本金」は、Pacioloの印刷本によると、「財産の総体および本体」(monte e corpo de faculta)⁴⁰⁾と表現するように、利息を生み出す「元金」、利益を生み出す「元本」として固有の意味を持つことになるからである。したがって、「資本金勘定」を開設するとしたら、「損益勘定」は、資本金勘定からは独立して開設。資本金勘定に記録するのは、「資本取引」に起因する資本変動であるのに対して、損益勘定に記録するのは、「損益取引」に起因する資本変動であるからである。

140) Pacioli, Luca; *op. cit.*, Cap.12(fol.201R).

Vgl., Penndorf, Balduin; *LUCA PACIOLI Abhandlung über die Buchhaltung 1494*, Stuttgart 1933, S.104.

参照, 本田耕一訳; 『パチョリ簿記論』, 現代書館, 1957年, 84/87頁。

参照, 拙著; 前掲書, 169頁。

したがって、そのような利益（収益）合計もそのような損失（費用）合計も、これを集合するための「損益勘定」に振替えられると、会計帳簿の更新時であるなら、この更新時までの「期間損益」、決算時であるなら、この決算時までの「期間損益」を計算して、会計帳簿の更新時または決算時には、元金ないし元本の増加または減少として、損益勘定から「資本金勘定」に振替えられることになる。

ところが、「損益勘定」こそを前面に打ち出すことによって、会計帳簿が「損益計算」手段として機能するには、最初からスムーズに機能しえたわけではない。前掲の論説および著書によると、13世紀の末葉の会計帳簿、現金勘定を「兄弟勘定」として記録する、既述の2人の兄弟の会計帳簿には¹⁴¹⁾、「個人事業」であったがためか、利益（収益）勘定では、利益（収益）を合計するだけで放置されてしまい、損失（費用）勘定では、損失（費用）を合計して、翌期に繰越されたとのことである¹⁴¹⁾。想像するに、損失（費用）合計は翌期に補填しておきたかったからかもしれない。「損益計算」が意図されることはなく、したがって、「損益勘定」を開設することもなく、「資本金勘定」を開設することもなかったとのことである¹⁴¹⁾。

さらに、14世紀の初頭の会計帳簿には、決算時に、損失（費用）勘定から利益（収益）勘定に振替えられて相殺すると、「期間損失」を計算するので、「損益計算」が意図されたかもしれないが、これまた、「個人事業」であったがためか、「資本金勘定」を開設することはなく、したがって、期間損失が振替えられることはなく、期間損失は翌期に繰越されたとのことである¹⁴²⁾。これまた、想像するに、期間損失だけは翌期に補填しておきたかったからかもしれない。

そこで、「資本金勘定」についてであるが、前掲の著書によると、14世紀の

141) なお、損益勘定を開設することのない会計帳簿は1296年から1305年に記録する Riniieri Fini de' Benziとその兄弟の元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書、66頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書、105/187/325頁。

142) なお、資本金勘定を開設することのない会計帳簿は1321年から1325年に記録する銀行家の Niccholò Gianfigliuzziの元帳と相続簿。

参照、泉谷勝美著；前掲書、133/187/326頁以降。

初頭からの会計帳簿には、まずは、約定した利息を支払い、やがては、期間利益を計算して配当しなければならぬ「組合事業」にあって、実は「出資金勘定」という表現は見出されないが、組合事業の出資金勘定を開設。開始時に、同族にある出資者の全員と出資金の総額を「同族勘定」、したがって、「出資金勘定」に記録して確認すると、出資者である組合員ごとに「組合員勘定」を開設。出資金勘定からは、組合員の「持分」として出資額ごとに組合員勘定に振替えられて、この「組合員勘定」については、会計帳簿としては記録するのだが、秘匿しておかれたとのことである¹⁴³⁾。

ところが、出資金勘定にしても、組合員勘定にしても、出資者にとっては、組合事業に投資した貸付金であるのに対して、組合事業にとっては、投資された借入金、最初は「債務」と同視して、貸借記録の会計帳簿である「人名勘定」に記録。したがって、想像するに、債務の「元金」と同視したがために、出資金の総額に対して、まずは、約定した「利息」を支払ったのかもしれない。しかし、債務の元金であるとしたら、「期間損失」を計算するとなると、その利息は支払いようもない。債務の元金は保証されえないことになる。出資金の総額は、Pacioloが表現するまでもなく、すでに、「財産の総体および本体」として意識されるのだが、債務の元金が保証されえないとなると、これまた、想像するに、利息を生み出す元金としてではなく、利益を生み出す元本として固有の意味を持つ、この「元本」になる出資金の総額から補填することにもなりかねない。したがって、これまた、想像するに、やがては、約定した利息を支払うのではなく、期間利益を計算しては「配当」するようになったのではなかろうか。

さらに、前掲の著書によると、「個人事業」にまで拡張して、「財産の総体および本体」として意識されるのは、15世紀の初頭の会計帳簿からとのことである。トスカナ地方の州都で商業都市はフィレンツェを中心に交易した「組合

143) なお、出資金勘定を開設する会計帳簿は、1318年から1324年に記録する Francesco del Bene 商会の元帳、1332年から1337年に記録する Corbizzi 商会の元帳と、1336年から1340年に記録する Covoni 商会の元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書、65頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書、162 / 187 / 326頁以降。

事業」から、アドリア海に面する商業都市はヴェネツィアを中心に交易した「個人事業」にまで拡張して、「出資金」はラテン語の「頭ないし源泉」(caput)に由来する「資本金」(chavedal)と表現。組合事業のように、組合員の「持分」についての混乱もなかつただけに、個人事業では、「資本金」と表現するようになったのだが、「資本金」とだけ記録するのではなく、営業主である「私自身の資本金」(chavedal de mi)と記録したとのことである¹⁴⁴⁾。

しかし、15世紀の初頭の会計帳簿には、「個人事業」にあっても、「資本金」と表現して記録するのではなく、実は「代表者勘定」という表現は見出されないが、4人の兄弟のうち長兄の単独出資に加えて、4人の兄弟の共同出資ということで、出資金の総額を4人の兄弟の長兄の代表者勘定、したがって、出資金勘定を開設。4人の兄弟と出資金の総額を代表者勘定に記録して確認すると、4人の兄弟ごとに「兄弟勘定」を開設。出資金勘定からは、4人の兄弟の出資額ごとに兄弟勘定に振替えられたようである。4人の兄弟の間に財産紛争があったがために、商品勘定に計算する「商品売買益の合計」は4人の兄弟勘定に振替えられて、損失(費用)勘定に計算する「損失(費用)合計」は代表者勘定に振替えられたとのことであるからである¹⁴⁴⁾。

実際に、営業主である「私自身の資本金」として「資本金勘定」を開設したのは、15世紀の中葉の会計帳簿からであるが、期間利益を計算して配当しなければならないことはない「個人事業」であったがためか、損益計算が意図されることはなかつたようである。利益(収益)勘定に計算する「利益(収益)の合計」は益目別に資本金勘定に振替えられて、損失(費用)勘定に計算する「損失(費用)合計」は翌期に繰越されたとのことであるからである¹⁴⁴⁾。これまた、想像するに、損失(費用)合計は翌期に補填しておきたかつたからかも

144) なお、資本金勘定を開設する会計帳簿は、1406年から1434年に記録する Soranzo 兄弟の新旧の元帳と、1431年から1440年に記録する Andrea Barbarigo の元帳。

参照、泉谷勝美著；前掲書，174/185/187/330頁。

しかし、前掲の論説によると、Andrea Barbarigo の元帳にあつては、「旧元帳(1440年～1440年)から新元帳(1440年～1449年)への繰越記入には、名目勘定の損益勘定への振替、損益勘定の資本金勘定への振替と残高勘定による締切と開始記入がなされている」とのことであるが、詳細は不明。

参照、泉谷勝美稿；前掲書，86頁。

しれない。したがって、「個人事業」にあつては、資本金勘定を開設したにしても、15世紀の中葉の会計帳簿には、「損益勘定」を開設するには至らなかったようである。

そこで、「損益勘定」についてであるが、前掲の論説および著書によると、出資者である組員に利息を支払うか、期間利益を計算して配当しなければならない「組合事業」にあつて、実は「損益勘定」という表現は見出されないが、損益勘定を開設するのは14世紀の初頭の会計帳簿。会計帳簿の前半の頁に「債権勘定」(借方勘定)、この後半の頁に「債務勘定」(貸方勘定)を併設して、「商品売買帳」の前半の頁に「商品の仕入」、この後半の頁に「商品の売上」を記録する、既述の商会の会計帳簿である¹⁴⁴⁾。損失(費用)勘定から利益(収益)勘定に振替えられて相殺、「純損失」を計算、さらに、これ以外の営業費も加算して振替えられると、商品売買帳の前半の頁に記録する「商品の仕入」(前期からの繰越商品があれば、これを追加、記録)を合計しては「総損失(費用)」を計算する。この後半の頁に記録する「商品の売上」(翌期への繰越商品があれば、これを追加、記録)を合計しては「総利益(収益)」を計算する。想像するに、この商品売買帳の末頁に記録するのであろうが、この「総損失(費用)」は末頁の上段に記録、この「総利益(収益)」は末頁の下段に記録して、この「総括損益勘定」には、総括損失としての「期間損失」を計算しえたとのことである¹⁴⁵⁾。

しかし、1枚の紙片、財産目録の「計算表」(ragione)ないし「残高表」(saldo)、後になると、財産目録の「均衡表」(bilancio)、これに計算する期間損失とは大きく食い違ったがために、総括損失としての「期間損失」は信頼されることはなく、したがって、この「総括損益勘定」には、総括損失としての

145) なお、損益勘定を開設する会計帳簿は1318年から1324年に記録する Francesco del Bene 商会の元帳。

しかし、総括損益勘定では、総損失(費用)について、「持つべし」(deono avere)、総利益(収益)について、「支払った」(avene dato)と記録するので、「借方」と「貸方」の表現が反対になっているとのことである。

参照、泉谷勝美稿；前掲書、73頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書、106 / 108 / 326頁。

「期間損失」を計算しただけで、実際に計算して記録することはなく、この損益勘定が締切られることはなかったとのことである¹⁴⁵⁾。しかも、財産目録の「均衡表」に計算する期間損失こそが組合員の負担ということからか、「組合員勘定」に振替えられたとのことである¹⁴⁵⁾。したがって、「損益勘定」を開設して、この商品売買帳から「期間損益」を計算しようとしたのだが、結果としては、失敗したことになる¹²⁵⁾。

これに対して、前掲の著書によると、14世紀の初頭の会計帳簿には、「個人事業」にあつて、実は「損益勘定」という表現は見出されないが、損益勘定を開設した最古の事例であるとのことで、損失(費用)勘定に計算する「損失(費用)合計」を計算すると、利益(収益)勘定の下段に振替えられて、この上段に記録する「利益(収益)合計」から控除、「期間損失」を計算したとのことではある。しかし、「資本金勘定」を開設することがなかったので、期間損失は振替えられようもなく、翌期に繰越されるしかなかったとのことである¹⁴²⁾。これまた、想像するに、損失(費用)合計は翌期に補填しておきたかったからかもしれない。

さらに、「組合事業」にあつては、損益勘定に期間損益は計算しうるにしても、財産目録の「均衡表」に計算する期間利益が「組合員勘定」に振替えられて、組合員に配当されるのは、14世紀の中葉の会計帳簿でも同様。実は「損益勘定」という表現は見出されないが、その前半の頁に記録する損失(費用)勘定に計算する「損失(費用)合計」を計算すると、その後半の頁に記録する利益(収益)勘定の下段に振替えられて、この上段に記録する「利益(収益)合計」から控除して、「期間利益」を計算しえたとのことである。たとえば、

その上段には、「利益の合計。金額はいくら」(Somma questo avanzo …)と記録して、その下段には、「何頁の上段にある損失を控除。金額はいくら」(Levammo il disavanzo innanzi nel … carta)と記録すると、

「残額は純利益。金額はいくら。この純利益が(損益)勘定に記録するのは、われわれの『計算表』(均衡表)に計算する純利益よりも、金額がいくらか多いことに気付いた。そこで、この…『計算表』(均衡表)に計算する純利益を採用する。したがって、この(損益)勘定は抹消する」(Resta che ci à

d'avanzo・・・. Troviamo più questo avanzo che ll'avanzo de ragionamento nostro, chome apare al quaderno de ragionamento,・・・. E però abbiamo posto il detto avanzo chome si truova al detto ragionamento・・・. E però danniamo questa ragione)と記録。したがって、たとえ損益勘定に「期間利益」は計算しえたにしても、「損益勘定」は抹消してしまい、組合員に配当するには、財産目録の「均衡表」に計算する期間利益が「組合員勘定」に振替えられたとのことである¹⁴⁶⁾。

それでは、この1枚の紙片、財産目録の「均衡表」はどのように作成されたのであろうか。この「均衡表」に計算する「期間損益」が組合員勘定に振替えられたのはなぜであろうか。

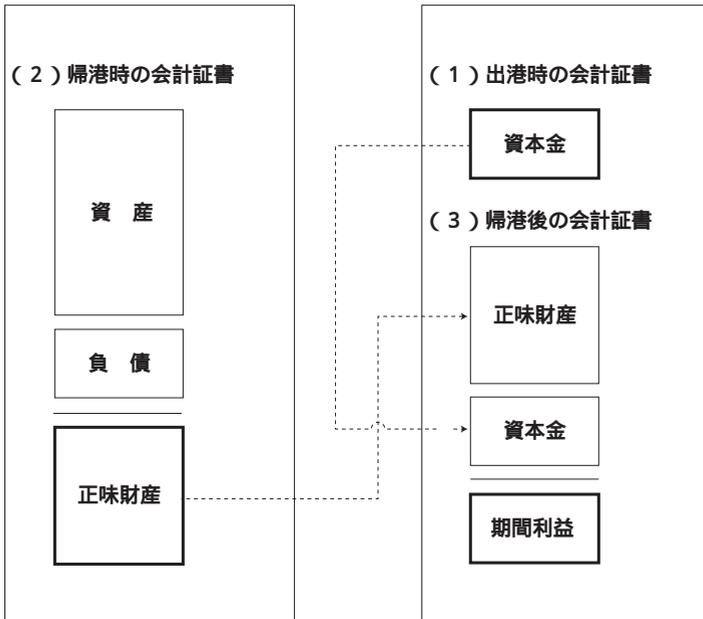
すでに、イタリアに現存する最古の会計帳簿より約半世紀前に、会計文書としてイタリアに現存する最古の公正証書である、既述の「公証人登記簿」⁸⁵⁾、1156年から1158年の間に、ジェノヴァの公証人 Giovanni Scriba が記録する公正証書の覚書文が見出されるとのことである¹⁴⁷⁾。財産目録の「均衡表」の原型になるであろう会計文書は作成されていたようである。前掲の著書によると、実は財産目録の「均衡表」という表現は見出されないが、1回かぎりの航海取引を清算しては、3回だけ繰返された「組合事業」にあって、出港時、帰港時と帰港後の航海取引を記録。1枚の会計証書に、(2) 航海の帰港時の会計文書として、「資産」である債権と「負債」である債務は帳簿記録するしかないが、「資産」である現金と商品は「実地棚卸」で記録、場合によっては、債権も「実地棚卸」で修正して記録することで、「資産」(原文では、「現金」はなく、「商品」と「債権」に加えて、「船舶」を記録)と「負債」(原文では、負債の合計はなく、航海取引の必要経費の合計を記録)を科目別にラテン語の文章で記録。想像するに、「資産」の合計から「負債」の合計を控除して「現に保有

146) なお、損益勘定を抹消する会計帳簿は1336年から1340年に記録するCovoni商会の元帳。参照、泉谷勝美著；前掲書，139頁以降。二重括弧および括弧内は筆者。

147) 参照、泉谷勝美著；前掲書，4頁以降。

参照、橋本寿哉著；『中世イタリア複式簿記生成史』，白桃書房2009年，88頁以降。

する財産」,したがって、「正味財産」を計算しようとしたにちがいない。さらに、いま1枚の会計証書の上段に、(1)航海の出港時の会計文書として、組合員の全員と出資金の総額をラテン語の文章で記録して確認。さらに、この下段には、(3)航海の帰港後の会計文書として、「現に保有する財産。金額はいくら」(sunt ...)と記録して、この「現に保有する財産」から、出港時に記録して確認した資本金について、「資本金。金額はいくら」(capitale ...)と記録して控除すると、「利益を得る。金額はいくら」(proficuum ...)とラテン語ではあるが、文章ではなく、上下比較の階梯様式で記録して、組合事業の「航海利益」,したがって、航海の出港時から帰港時までの「期間利益」を計算したとのことである¹⁴⁷⁾。図30を参照。



* 航海の帰港時の会計証書についても、航海の帰港後の会計証書と同様に、ここでは、便宜的に上下比較の階梯様式で例示する。

図30

なお、財産目録の「均衡表」の原型になるであろう会計文書として、いま1枚の会計文書に記録する、この航海の帰港後の会計証書を2枚、3様の原文と共に表示することにする¹⁴⁸⁾。図31を参照。

現に保有する財産。	521libre . . .
資本金。	273libre 4 soldi 1 dinari . . .
利益を得る。	248libre 16 soldi マイナス 1 dinali (したがって、248libre 15 soldi 11 dinari) . . .

*原文では、ローマ数字で記録するが、便宜的にアラビア数字で表示する。

*原文では、この3項目に付記して、意味不明の金額が記録されるが、判読不能であるので省略。

148) なお、1157年の会計証書は2回目の航海取引の記録。

参照、泉谷勝美著；前掲書，9頁以降。

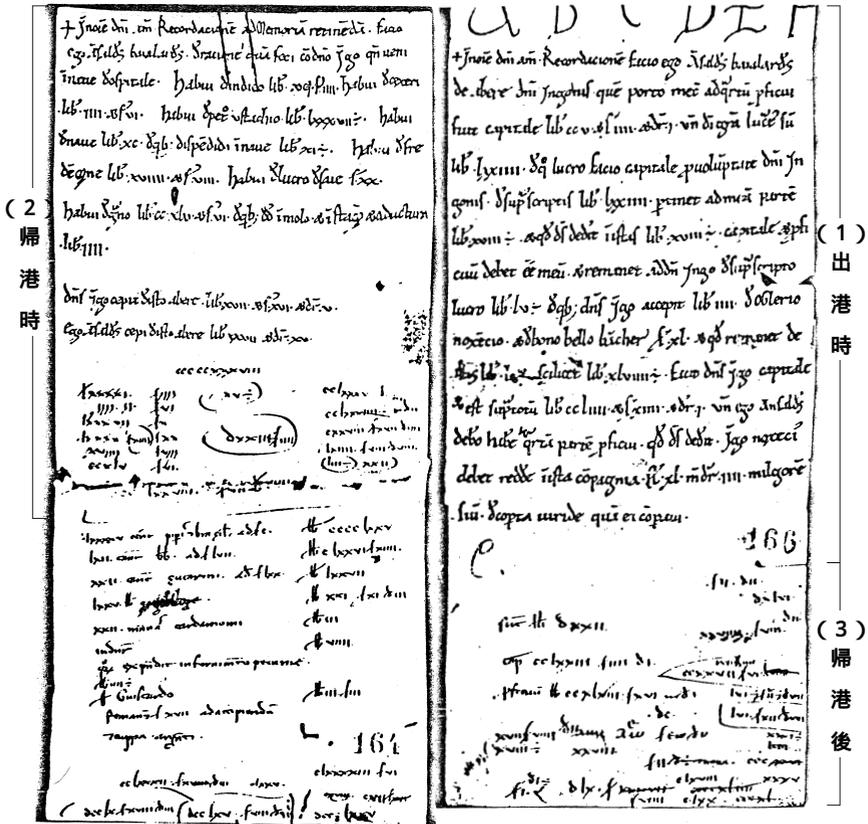
参照、橋本寿哉著；前掲書，100頁。

すでに、このような2冊の著書があるにもかかわらず、不遜かもしれないが、筆者なりに納得しようとして、文章は整理して表現。括弧内は筆者。

Cf., Martinelli, Alvaro; *THE ORGINATION AND EVOLUTION OF DOUBLE ENTRY BOOKEEPING TO 1440*, North Texas State University 1974, p.126 /135.

原文の左側の1枚、前段は、2回目の航海取引、この帰港時の会計証書。この上部に、ラテン語の文章で「資産」と「負債」を科目別に記録するので、その下部には、この「書式」から想像するに、さらに、上下比較の階梯様式で記録して、「現に保有する財産」、したがって、「正味財産」を計算するようではあるが、判読不能。

原文の左側の1枚、後段は、3回目の航海取引、この帰港時の会計証書。この会計証書には、「資産」と「負債」を科目別にラテン語ではあるが、文章ではなく、上下比較の階梯様式で記録するようではあるが、これまた、判読不能。



1157年、ジェノヴァの公証人 Giovanni Scriba が記録する公正証書の覚書文。

(2) 帰港時の会計文書，縦は22.2cm，横は10.2cm。

(1) 出港時と(3) 帰港後の会計文書，縦は20.5cm，横は9.2cm。

図31

もちろん、財産目録の「均衡表」の原型になるであろう、この「公正証書」に航海取引を記録するには、航海の出港時、帰港時と帰港後に、この2枚、3様の会計証書が作成されねばならなかったのかもしれない。しかし、組合員に配当すべき「期間利益」を計算するだけであるのなら、この3様の会計証書が作成されるまでもなく、この3様の会計証書を合体することで、航海の帰港後

の会計証書が作成されるなら、期間利益は計算しうるはずである。したがって、決算時には、1枚の紙片、財産目録の「均衡表」が作成されるだけで、「期間損益」は計算しえなにちがいない。

しかも、期間利益は「現金」または「現物」で配当しなければならないので、「現に保有する財産」について、「資産」である債権と「負債」である債務は帳簿記録するしかないが、「資産」である現金と商品は「実地棚卸」で記録、場合によっては、債権も「実地棚卸」で修正して記録することで、「航海利益」、したがって、航海の出港時から帰港時までの、組員に配当すべき「期間利益」を計算するので、「現に保有する財産」から資本金を控除して計算する正味財産の余剰から、その裏付けを得ることで、この「会計証書」に計算して記録する「期間利益」は信頼されたにちがいない。そうであるからこそ、財産目録の「均衡表」に計算する「期間損益」が組員勘定に振替えられたのでは、と想像するのである。

したがって、14世紀の初頭から中葉の会計帳簿には、「組合事業」にあつて、財産目録の「均衡表」に計算する「期間損益」が資本金勘定に振替えられたにしても、損益計算が意図されて、「損益勘定」に期間損益を計算しうることは意識されていたことになる。

しかし、損益勘定に振替えられる「利益（収益）勘定」も「損失（費用）勘定」も、本来は、期間損益を計算するために開設したのではなさそうである。人名勘定と「反対記録」することによっては、「利益（収益）の発生」の貸借関係は、利益（収益）勘定に記録する「利益（収益）の発生」から、その裏付けを得ることで、これに対して、「損失（費用）の発生」の貸借関係は、損失（費用）勘定に記録する「損失（費用）の発生」から、その裏付けを得ることで、この「利益（収益）勘定」も「損失（費用）勘定」も、貸借記録の会計帳簿である人名勘定を「公正帳簿」として補完しただけであるからである。期間損益を計算するために、「損益勘定」まで開設することもなかったようである。したがって、「利益（収益）合計」は放置されるしかなく、「損失（費用）合計」は翌期に補填するために繰越されるしかなく、たとえ「損益勘定」に振替えら

れたとしても、損益勘定に期間損益を計算しうることが意識されてのことではなさそうである。

事実、論説「学問としての簿記と資本主義の発生」(“SCIENTIFIC BOOK-KEEPING AND THE RISE OF CAPITALISM”)によると、「損益勘定 (profit-and-loss account) は、締切時に、新しい帳簿に必要とはならない (利益 (収益) と損失 (費用) の) 勘定残高 (account balances) を集合するために対応した。そして、借方と貸方を均等しておくように、残高勘定 (balance account) に現われる資本金勘定 (capital account) に整然と振替えて締切るために対応した。新しい帳簿に振替える必要はない、この迷惑な多くの勘定、したがって、『塵と屑』(refuse and dregs) は、『誰にも知らせる必要のない』¹⁴⁹⁾ 勘定、したがって、『法的な契約によって何かを持つとか、何かを支払うとか、そのようなことのない』¹⁵⁰⁾ 勘定であった。したがって、損益勘定は、事業の利益 (収益) と損失 (費用) を併記する、この『記録の寄集め』(hotch-potch of entries) を収容したものである。持参金の利得、宝籛に対する出費、場合によっては、その利得、家事費および個人引出は、損益勘定の借方が貸方に収容された。『(期間) 利益』を計算して分析することに注意が払われた痕跡はあまりない。私的な事情から脱退することがあったとしても、あまり注意が払われることはなかった』¹⁵¹⁾ とのことである。

ところが、14世紀の初頭から中葉の会計帳簿には、「組合事業」にあつて、「損益勘定」に期間損益を計算しうることが意識されるようになると、この

149) Pacioli, Luca; *op. cit.*, Cap.34(fol.209L).

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S.144.

参照、片岡義雄著；『パチョーリ「簿記論」の研究』、森山書店 1956年、246頁。

150) Hayes, Richard.; *The Gentleman's Complete Book-keeper*... London 1741, p.81.

151) Yamey, Basil. Selig; SCIENTIFIC BOOKKEEPING AND THE RISE OF CAPITALISM, in: *THE ECONOMIC HISTORY REVIEW*, 2nd Series, Vol.I, Nos. 2 & 3, 1949, p.109. 二重括弧 (記録の寄集めと (期間) 利益) および括弧内は筆者。

参照、中野常男稿；「複式簿記の基本構造とその成立過程」：中野常男編；『複式簿記の構造と機能』、同文館 2007年、16頁。

「期間損益」こそが信頼されるようにならねばならない。財産目録の「均衡表」に計算する期間損益と「大きく食い違った」のは、記録に間違いがあるか、計算に間違いがあるか、いずれかに起因したのかもかもしれない。むしろ、それよりも、実地棚卸によって記録することに起因したにちがいない。そのために、「この純利益が、(損益)勘定に記録するのは、われわれの『計算表』に計算する純利益よりも、金額がいくら多いことに気付いた」のである。したがって、記録に間違いはないように、計算に間違いはないように腐心しなければならないのはもちろんだが、むしろ、それよりも、実地棚卸によって記録する財産目録の「均衡表」、これに計算する期間損益に修正するようにしたら、勘定相互に「有機的関連を持つ」ことでは、「貸借平均原理」が保証されることで、「損益勘定」に計算する期間損益はヨリ信頼されるようになるだろうというものである。

事実、14世紀の中葉の会計帳簿には、会計期間を「1年間」として反復した最古の事例、しかも、損益勘定に計算する「期間利益」が組合員勘定、したがって、「資本金勘定」に振替えられる最古の事例でもあるとのことであるが⁵²⁾、「組合事業」にあつて、損失(費用)勘定に、利益(収益)勘定に、「このわれわれの組合の組合員」(i chonpangni di questa nostra chonpangnia)は支払うべし、受取るべし、簡単には、「組合員」(i chonpangni)は支払うべし、受取るべしと記録して、会計帳簿の前半の頁に損失(費用)勘定と、この後半の頁に利益(収益)勘定を開設。その前半の頁の損失(費用)勘定に「損失(費用)合計」を計算すると、その後半の頁の利益(収益)勘定の下段に振替えられて、その上段に記録する「利益(収益)合計」から控除、「期間利益」は計算しうる。実は「損益勘定」という表現は見出されないが、1期目と2期目の決算時に、損益勘定に「期間利益」を計算して、この期間利益は「組合員勘定」に振替えられたとのことであるが、3期目の決算時には、財産目録の「均衡表」に計算する「期間利益」が食い違ったとしても、この期間利益が「組合員勘定」に振替えられるのではなく、「損益勘定」に計算する期間利益を食い違っただけ修正することで、この修正したところの期間利益が損益勘定から「組合員勘定」に振替えられたとのことである。たとえば、

その上段には、「合計の金額はいくら」(Soma・・・)と記録して、その下段

には、「われわれはいくらの金額を支払った。同額は経費の合計として、組合員は支払うべしの何頁の下段に、支払ったとして転写」(Avenne dato … , i quali ponemo per paghati di qua adietro a car. … ove i chonpangni doveva dare per tutte ispesse) と記録して振替えられると、「期間利益」を計算するのだが、

「この(損益)勘定はいくらの金額だけ、組合員は持つべしの残額(財産目録の『均衡表』に計算する期間利益が『損益勘定』に計算する期間利益)よりも多いことに気付いた。(この金額だけを期間利益に加算、修正して)合計の金額はいくら」(Troviamo pue la ragione … , che resta quello che i chonpangni debiono avere … . Soma …) と記録。このように修正して、損益勘定に計算する「期間利益」が組合員勘定に振替えられると、

「われわれはいくらの金額を支払った。同額は、組合員の誰それと誰それは持つべしの何頁の上段に転写」(Avenne dato … , i quali ponemo che … i chonpangni … debiano avere innanzi a car. …) と記録して、「損益勘定」に計算する期間利益が組合員勘定に振替えられて、組合員の誰それと誰それに配分、配当されたとのことである¹⁵²⁾。

さらに、損益勘定に計算する「期間損益」が資本金勘定に振替えられるのは、前掲の論説および著書によると、これまた、14世紀の中葉の会計帳簿、現金勘定を部署別の「財務官勘定」として記録する、既述の市政庁の会計帳簿。会計帳簿の頁の左側に「債権」、この頁の右側に「債務」を記録する会計帳簿である。実は「損益勘定」という表現は見出されないが、商品勘定に計算する「商

152) なお、損益勘定に計算する「期間利益」を修正するのは1332年から1337年に記録するCorbizzi商会の元帳。

参照、泉谷勝美著；前掲書、92/142/143/145/147/187/327頁。

ここに、損益勘定に計算する「期間利益」が誰それと誰それの「組合員勘定」に振替えられるのに、「われわれはいくらの金額を支払った」と記録するのは不可解のようでもある。しかし、損失(費用)勘定に計算する「損失(費用)合計」が「利益(収益)勘定」に振替えられるのも、これと同様に記録するので、不可解でもなさそうである。実際、債権も債務も振替えられるのに、「われわれはいくらの金額を支払った」と記録したとのことである。

参照、泉谷勝美著；前掲書、228頁。

品売買損」と為替勘定に計算する「為替利益」が振替えられて、さらに、市政庁の経常経費も振替えられると、「期間損益」を計算。実は「資本金勘定」という表現は見出されないが、この期間利益は、決算時には、「市政庁勘定」に振替えられたとのことである¹⁵³⁾。

ところが、15世紀の中葉からの会計帳簿には、「個人事業」であったがためか、利益（収益）勘定に計算する「利益（収益）合計」は益目別に資本金勘定に振替えられて、損失（費用）勘定に計算する「損失（費用）合計」は翌期に繰越されたとのこと¹⁴⁴⁾、資本金勘定は開設したにしても、「損益勘定」を開設するには至らなかったものもあつたとのことである。

しかし、損益勘定に振替えられる「利益（収益）勘定」も「損失（費用）勘定」も、本来は、期間損益を計算するために開設したのではなさそうであるが、14世紀の初頭から中葉の会計帳簿には、「組合事業」にあつて、損益計算が意図されて、「損益勘定」に期間損益を計算しうることが意識されるようになると、「損益勘定」も勘定自体が「固有の意味を持つ」ことになる。しかも、「損益勘定」に計算する期間損益は、実地棚卸によって記録する財産目録の「均衡表」、これに計算する期間損益に修正して振替えられるようにするとしたら、勘定相互に「有機的関連を持つ」ことでは、「貸借平均原理」が保証されるはずであるので、この「期間損益」はヨリ信頼されるようになるであろうというものである。財産目録の「均衡表」に計算する期間損益ではなく、「損益勘定」に計算する期間損益こそが資本金勘定に振替えられるようになるのである。そのようになると、勘定相互に「有機的関連を持つ」だけでなく、「複式簿記」が完成するのに、勘定全体に「1つの閉された有機的な体系的組織を構成する」ための第一歩を踏み出したことになる。

そこで、利益（収益）と損失（費用）を集合するための「損益勘定」(parti-

153) なお、損益勘定に計算する「期間損失」が資本金勘定に振替えられるのは1340年に記録するゼノヴァ市政庁の元帳。

参照、泉谷勝美稿；前掲書，83頁以降。

参照、泉谷勝美著；前掲書，151/152/327頁。

ta del profitto e danno) という表現が見出されるのは、筆者の知るかぎりでは、Pacioloの印刷本からのようである。Pacioloが表現するところでは、「帳簿には繰越さなくてもよい勘定、たとえば、自己にしか関係しない、誰にも知らせる必要のない勘定は、諸掛かり経費、家事費、取得と出費、すべての臨時費、借地料、家賃、使用料、小作料などである。この勘定は」「損失と利益の勘定、剰余と不足の勘定、場合によっては、利得と損害の勘定に、借方の面はこの勘定の借方の面に振替えて締切られる。したがって、「残額については」「常時、借方の面か貸方の面、いずれか少ない金額の面に加算しなければならない。そこで、『損益勘定』によって締切られた後には、借方の面と貸方の面を合計することによって、(総)利益(収益)、(総)損失(費用)が直ちに認識される。借方の面と貸方の面を均衡することによって、すべてが均等になるからである。減算されるべきものは減算、加算されるべきものは加算して、均等になるように、しかるべき勘定で、そのようにされるからである。損益勘定の借方の面が貸方の面よりも大きいなら、この期間の間に、開始時から、それだけ(期間)損失を被っている。しかし、貸方の面が借方の面よりも大きいなら、この期間の間に、それだけ(期間)利益を得ている。」「この勘定によって、(期間)利益および(期間)損失が判明したところで、開始時に、自己のすべての財産が記録された財産目録、これが記録されたところの『資本金勘定』によって締切られる¹⁵⁴⁾」とのことである。

したがって、会計帳簿の更新時または決算時に、「損失(費用)勘定」からは、費目別に損益勘定の見開きの左側の面に振替えられると同時に、「利益(収益)勘定」からは、益目別に損益勘定の見開きの右側の面に振替えられるのである。実は「摘要欄」という表現は見出されないが、商人の「取引相手」を摘要欄に、やがては、「相手勘定」を記録することによって、「損益勘定」の見開きの左側の面には、損失(費用)がどのように発生したか、これに対して、

154) Pacioli, Luca; *op. cit.*, Cap.34(fol.209L). 二重括弧および括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S.144f.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 246頁以降。

参照, 拙著; 前掲書, 198頁以降。

「損益勘定」の見開きの右側の面には、利益（収益）がどのように発生したか、そして、双方がどれだけ発生して「期間損益」に到達したかは計算しうるはずである。会計帳簿の更新時または決算時に、まさに「損益勘定」を前面に打ち出すことによって、会計帳簿は「損益計算」手段として機能するのである。したがって、あくまで憶測するとして、15世紀の末葉からは、Pacioloの印刷本が世界に伝播していったことによって、「個人事業」にあっても、「組合事業」にあっても、「損益勘定」として記録するようになったのでは、と想像するのである。

さらに、損益勘定に計算する期間損益が振替えられる「資本金勘定」(*partita del caudal*) という表現についても同様のようである。Pacioloの印刷本が出版されたのは、「個人事業」が交易した商業都市のヴェネツィア。個人事業にまで拡張して、「資本金勘定」を開設するようになったとのことで¹⁴⁴⁾、実際、Paciolo自身も、営業主である「私自身の資本金」(*caudal de mi*)¹⁵⁵⁾と表現して、資本金勘定を開設。しかし、商業都市のフィレンツェを中心に交易した「組合事業」にあっても、出資金勘定ではなく、組合員勘定ではなく、「資本金勘定」として開設するようになったのはなぜかとなるのと、筆者には釈然としないのである。Paciolo自身は、「組合の資本金」(*caudal di compagnia*)、「組合の権利」(*ragione de compagnia*)¹⁵⁶⁾と表現する。したがって、これまた、あえて憶測するとして、15世紀の末葉からは、Pacioloの印刷本が世界に伝播していったことによって、「個人事業」にあっても、「組合事業」にあっても、「資本金勘定」として記録するようになったのでは、と想像するのである。

ところで、期間利益は「投下資本の回収余剰」、期間損失は「投下資本の回

155) Pacioli, Luca; *op. cit.*, Cap.12 (fol.202L).

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S.104.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 78頁以降。

参照, 拙著; 前掲書, 154頁以降。

156) Pacioli, Luca; *op. cit.*, Cap.21 (fol.205R).

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S.125.

参照, 本田耕一訳; 前掲書, 124/127頁。

収不足」である。そうであるとしたら、損益勘定に計算する「期間利益」は、投下資本の回収余剰ではあるが、資本変動の原因としての「費用に対する収益余剰」である¹⁵⁷⁾。これに対して、損益勘定に計算される「期間損失」は、投下資本の回収不足ではあるが、資本変動の原因としての「費用に対する収益不足」である¹⁵⁷⁾。会計帳簿の更新時または決算時に、損益勘定に計算される「期間損益」は、元入資本（追加出資および資本引出があれば、これを加減）を記録する「資本金勘定」に振替えられる。資本金勘定に記録するのは「資本取引」に起因する資本変動、損益勘定に記録するのは「損益取引」に起因する資本変動である。いずれも資本変動の原因であるので、「資本金勘定」に計算するのは、資本変動の原因としての資本残高、したがって、「元入資本（追加出資および資本引出があれば、これを加減）± 期間損益」である。「正味資本」(reines Kapital) を計算する¹⁵⁸⁾。正味資本は、資本金勘定の見開きの右側の面の貸借差額ではあるのだが、「資本金勘定」には、この見開きの左側の面に計算して記録するしかない。資本変動の原因としての期末資本、「回収資本」を意味する。

それでは、「正味資本」は、どのようにしたら、その裏付けを得るかということ、すでに、損益勘定に計算する「期間損益」を検証するために、財産目録の「均衡表」が作成されたことを想起してもらいたい。「資産」である債権と「負債」である債務は帳簿記録するしかないが、「資産」である現金と商品は「実地棚卸」で記録、場合によっては、債権も「実地棚卸」で修正して記録、このように記録して「期間損益」を計算するので、「現に保有する財産」から資本金を控除して計算する正味財産の余剰から、その裏付けを得ることで、1枚の紙片、財産目録の「均衡表」に計算する期間損益に修正するようにしたら、「損益勘定」に計算する「期間損益」はヨリ信頼されたはずである。

しかし、会計帳簿の更新時または締切時に、この財産目録の「均衡表」に計

157) 参照、拙著；前掲書，347 / 353頁以降。

158) Vgl., Schiebe, August; *Die Lehre der Buchhaltung theoretische und practische dargestellt*, Grimma 1836. S.189.

参照，拙著；『複式簿記会計の歴史と論理』，森山書店 2008年，460頁。

算する「期間損益」に修正して、損益勘定に計算する「期間損益」は、すでに、資本金勘定に振替えられてしまっている。したがって、1枚の紙片、財産目録の「均衡表」に「期間損益」を計算するのではなく、資本金を控除することもなく、「現に保有する財産」として計算するだけの正味財産から、その裏付けを得ることで、資本金勘定に計算する「正味資本」は信頼されるのではなからうか。

ところが、Pacioloの印刷本によると、会計帳簿の更新時または決算時に、現金勘定に計算する「現金残高」は、翌期の開始時に、新しい現金勘定に「繰越現金」として、債権勘定に計算する「債権残高」も、翌期の開始時に、新しい債権勘定に「繰越債権」として、さらに、商品勘定に計算する「商品残高」も、翌期の開始時に、新しい商品勘定に「繰越商品」として直接に繰越される。これに対して、会計帳簿の更新時または決算時に、債務勘定に計算する「債務残高」は、翌期の開始時に、新しい債務勘定に「繰越債務」として、資本金勘定に計算する「資本残高」も、翌期の開始時に、新しい資本金勘定に「繰越資本」として直接に繰越される。

したがって、資本金勘定に計算する「正味資本」は、1枚の紙片、財産目録の「均衡表」に「期間損益」を計算するのではなく、「現に保有する財産」として計算するだけの正味財産から、その裏付けを得るしかないのだが、そのような痕跡はない。

そこで、会計帳簿の更新時または決算時に、資産、負債と資本が振替えられる「残高勘定」に注目してもらいたい。あえて憶測するに、勘定相互に「有機的関連を持つ」残高勘定まで開設することで、資本金勘定に計算する「正味資本」は、「現に保有する財産」として計算するだけの正味財産から、その裏付けを得るのでは、したがって、勘定自体に「固有の意味を持つ」残高勘定まで開設することで、勘定全体に「1つの閉された有機的な体系的組織を構成する」のでは、と想像するのである。

すでに、13世紀の末葉の会計帳簿から、残高勘定は開設していたようで、前掲の著書によると、実は「残高勘定」という表現は見出されないが、残高勘定を開設した最古の事例であるとのことで¹⁵⁹⁾、決算時に、資産、負債と資本、こ

ここに、資本は「元入資本（追加出資および資本引出があれば、これを加減）」、これだけではなく、損失（費用）と利益（収益）もが、残高勘定を経由して、翌期に振替えられたとのことである¹⁵⁹⁾。会計帳簿の「締切前」に開設するのではなく、「締切時」に開設したとのことであるので、これが「残高勘定」の前身であるとしたら、想像するに、決算時には、損失（費用）と利益（収益）は「損益勘定」に振替えられることもなく、「資本金勘定」に振替えられることもなかったからかもしれない。したがって、決算時に、資産の「現金残高」、「債権残高」と「商品残高」だけではなく、「損失（費用）合計」もが、残高勘定に振替えられて、翌期の開始時に、この残高勘定から、新しい現金勘定、債権勘定と商品勘定だけではなく、新しい損失（費用）勘定に振替えられることになる。これに対して、負債の「債務残高」と資本の「資本残高」、ここに、資本は「元入資本（追加出資および資本引出があれば、これを加減）」、これだけではなく、「利益（収益）合計」もが、残高勘定に振替えられて、この残高勘定から、翌期の開始時に、新しい債務勘定と資本金勘定だけではなく、新しい利益（収益）勘定に振替えられることになる。

さらに、14世紀の会計帳簿にも、実は「残高勘定」という表現は見出されないが、残高勘定は開設したとのことで、15世紀の中葉の会計帳簿には、「借方と貸方の残高勘定」(conto saldo de debitori et creditori)と表現して、決算時に、これまた、資産、負債と資本、ここに、資本は「元入資本（追加出資および資本引出があれば、これを加減）」、これだけではなく、損失（費用）と利益（収益）もが、残高勘定を経由して、翌期に振替えられたとのことである¹⁶⁰⁾。残高勘定に振替えられることで、「貸借平均原理」が保証されたことを検証したのだが、「借方合計＝貸方合計」、双方が一致したのは、15世紀の中葉の会計帳簿からであったとのことである¹⁶⁰⁾。

しかし、「元帳の均衡表」(Balance van Boech)⁶¹⁾と表現して、資本、負債

159) なお、13世紀の末葉に残高勘定を開設するのは1299年から1300年に記録する Giovanni Farolfi 商会の会計帳簿（損失（費用）と利益（収益）も振替）
参照、泉谷勝美著；前掲書、232/234/325頁。

と資本，ここに，資本は「元入資本（追加出資および資本引出があれば，これを加減）± 期間損益」，これが振替えられる「残高勘定」を開設するのは，筆者の知るかぎりでは，ネーデルランドのことではあるが，1543年に出版される，Jan Ympyn, Christoffelsの印刷本『新規の教程』（“*Nieuwe Instructie* …”，Antwerpen.）のようである。「残高勘定」まで開設することでは，財産目録の均衡表に「現に保有する財産」として計算するだけの正味財産と同様。残高勘定の左側の面に振替えられる資産の「現金残高+債権残高+商品残高」から，この右側の面に振替えられる負債の「債務残高」を控除して，「正味財産」（reines Vermögen）を計算する¹⁶²。正味財産は，残高勘定の見開きの左側の面の貸借差額ではあるのだが，「残高勘定」には，この見開きの右側の面に計算して記録するしかない。資本変動の結果としての期末資本，「回収資本」を意味する。

したがって，資本金勘定に計算するのは正味資本，資本変動の原因としての「回収資本」を資本金勘定に計算するのに併行して，残高勘定に計算するのは正味財産，資本変動の結果としての「回収資本」を残高勘定に計算する。「正味資本 = 正味財産」，双方が一致しうることによって，「貸借平均原理」が保証された

160) なお，14世紀に残高勘定を開設するのは，1318年から1324年に記録する Francesco del Bene 商会の会計帳簿（資産，負債と資本を振替），1335年から1343年に記録する Peruzzi 商会の会計帳簿（資産，負債と資本を振替）と，Francesco di Marco Datini の，1392年から記録するバルセロナ支店の会計帳簿（損益勘定に計算する期間利益も振替）と，1394年に記録するピサ支店の会計帳簿（資産，負債と資本を振替）。さらに，15世紀の中葉に「借方と貸方の残高勘定」を開設するのは，1431年から1440年に記録する Andrea Barbarigo の会計帳簿（損失（費用）も振替）と，1440年から1448年に記録する Nicchoró と Alvisè Barbarigo の会計帳簿（損失（費用）と利益（収益）も振替）。参照，泉谷勝美著；前掲書，232/253/254/326頁以降。

161) Cf., Jan Ympin, Christoffels; *Nieuwe Instructie* …, Antwerpen 1543, fol.23 (元帳の事例の丁数)。

Cf., Kats, P.; THE“ NOUVELLE INSTRUCTION ”of JEAN YMPIN CHRISTOPHLE-II, in : *THE ACCOUNTANT*, 27. Aug. 1927, p.295.

参照，泉谷勝美稿；「試算表の起源」、『大阪経済論集』（大阪経済大学），69号，1969年5月，177頁。

162) Vgl., Schiebe, August; *a. a. O.*, S.77.

参照，拙著；前掲書，469頁。

ことを検証することになる。

実際、前掲の著書によると、「具体的な財産の個別的な管理は可能ではあるが、そこでは全体としての企業ないし企業に投下されている一体としての企業資本の保全・管理というような考え方は未だ発達していない。」「そうした意味での企業資本の保全ないし管理に役立つための勘定記録とか会計的手段は、」「具体的な財産の範囲についての勘定記録から発展して、抽象的な一括の大きさとしての企業資本についての勘定記録の方法が採用されなければならない。それは、具体的には、経済活動によって招来する企業資本の増減を資本（金）勘定の増減として記録・計算することの必要を意味している。そのことは、経済活動によって招来する資本の増減を単一の資本（金）勘定の上に一括してこれを直接記録することももちろん可能なわけであるが、資本の増減原因を明らかにするためには、単一の資本（金）勘定の上に一括的に記録する方法に代えて、資本の増減を、その増減を招来した原因別の勘定をもって記録計算する方法をとる必要がある。」「費用・収益という用語は、もともと、経済活動に伴って招来する資本の増減を意味する概念であって、費用は資本（金）勘定の減少原因を、収益は資本（金）勘定の増加原因を意味するものである」¹⁶³⁾。したがって、「財産保全のための勘定記録が、そこに反対記帳の方式を生成したのと同様の意味において、企業『資本保全』という職能をもつものとしての損益計算領域においてもまた、そこに反対記帳という考え方が採択されていることは留意を要する」¹⁶⁴⁾。「損益計算の結果が正しいものであることを実証する（その裏付を得る）ためには、費用・収益の発生に伴って招来する財産側の増減について、同時にこれを系統的に記録する方法をとる必要がある。」「投下資本の計算的管理のために成立している損益計算は、そこに反対記帳の原理を援用して、財産側の変動計算をそのうちに組織的にとり入れることによって、投下資本の保全・管理計算として本来の職能をよく果たすことが可能となる」¹⁶⁵⁾と

163) 山下勝治著；前掲書，8頁。括弧内は筆者。

164) 山下勝治著；前掲書，9頁以降。二重括弧は筆者。

165) 山下勝治著；前掲書，10頁，括弧内は筆者。

参照，拙稿；前掲誌，42頁以降。

参照，拙著；『複式簿記の歴史と論理』，森山書店 2005年，339頁以降。

のことである。

ところが、会計帳簿が、この「資本保全」手段として機能するには、会計帳簿の更新時または決算時に、「残高勘定」まで開設することによってでしかない。損益勘定に計算する「期間損益」は、すでに、資本金勘定に振替えられしまっているからである。資本金勘定に計算する「正味資本」は、残高勘定に計算する「正味財産」から、その裏付けを得ることで、会計帳簿は「資本保全」手段として機能するにちがいない。会計帳簿の更新時または決算時に、まずは、「損益勘定」を前面に打ち出すことによって、会計帳簿は「損益計算」手段として機能して、さらに、「残高勘定」まで開設することによって、会計帳簿は「資本保全」手段として機能するのである。図32を参照。

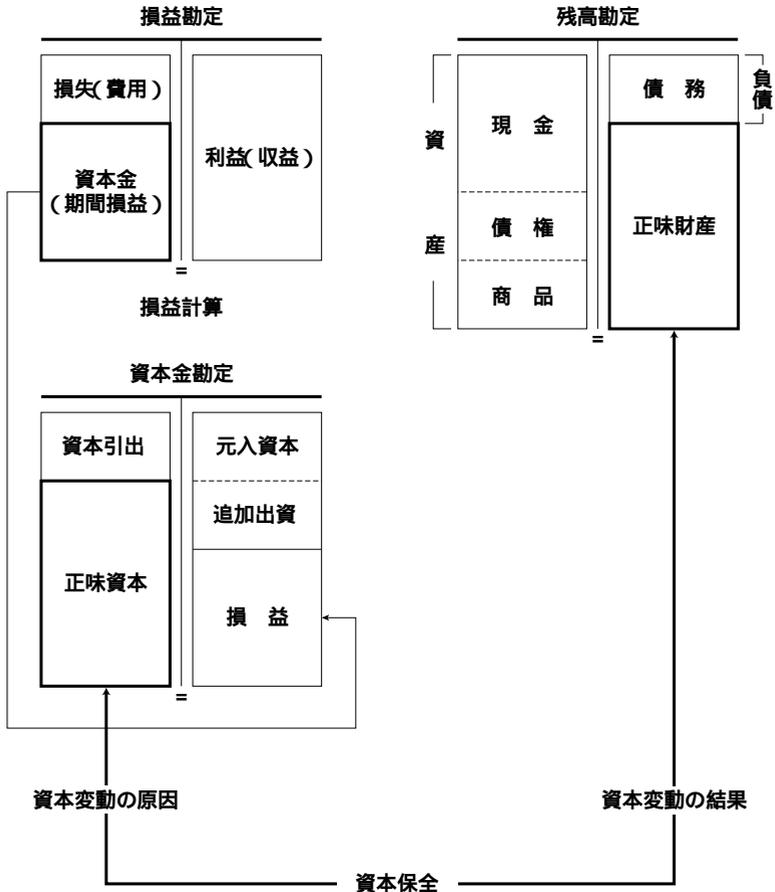


図32

しかし、「正味資本」は、資本金勘定の見開きの右側の面の貸借差額ではあるが、この見開きの左側の面に計算して記録するしかないのに対して、「正味財産」は、残高勘定の見開きの左側の面の貸借差額ではあるが、この見開きの右側の面に計算して記録するしかない。これでは、資本金勘定と残高勘定だけは開かれたままで、閉ざれることはない。資本残高、したがって、「元入資本

（追加出資および資本引出があれば、これを加減）± 期間損益」が残高勘定に振替えられることによって、資本金勘定が締切られると、残高勘定の見開きの左側の面と右側の面は均等になることによって完全に締切られるなら、勘定全体に「1つの閉された有機的な体系的組織を構成する」のでは、と想像するのである。

もちろん、解散時であるのなら、残高勘定を開設するまでもなく、したがって、「正味財産」を計算するまでもなく、資産と負債は資本金勘定に振替えられるはずではある。しかし、損益計算が意図されて、損益勘定に「期間損益」を計算することが意識されようになると、会計帳簿の更新時または決算時に、資本金勘定の、まさに「擬制勘定」として、「正味資本」は残高勘定に振替えられるしかない。資本残高、したがって、「元入資本（追加出資および資本引出があれば、これを加減）± 期間損益」は残高勘定に振替えられて、資本金勘定は締切られねばならない。残高勘定に振替えられて、「借方合計＝貸方合計」、双方が一致しうるなら、「正味資本＝正味財産」、双方も一致しうることになる。

したがって、「残高勘定」が完全に締切られることでは、決算時に保有する資本は保全しえたことになるので、計算に間違いはない、翻って、記録にも間違いはないことを検証しえて、はては翌期に間違いなく振替えられることを検証しえたところで、複式簿記は完結するはずである。期間利益を計算する場合に、投下資本<回収資本、したがって、残高勘定によって検証するのは、投下資本+期間利益（資本余剰）= 回収資本（正味財産）である。期間損失を計算する場合には、投下資本>回収資本、したがって、残高勘定によって検証するのは、投下資本-期間損失（資本不足）= 回収資本（正味財産）、極端には、期間損失（資本不足）- 投下資本=回収資本（マイナス正味財産）（債務超過）である¹⁶⁶。残高勘定の見開きの左側の面とこの見開きの右側の面が均等になることによって、残高勘定によって検証するのは、「借方合計＝貸方合計」だけではなく、「正味資本＝正味財産」である。双方が一致しうること、勘定全体に「1つの閉された有機的な体系的組織を構成する」はずである。決算時に保

166) 参照，拙著；『複式簿記会計の歴史と論理』，森山書店2008年，370頁以降。

有する資本を保全しえたことになるので、計算に間違いはない、翻って、記録にも間違いはないことを検証しえて、はては翌期に間違いなく振替えられることも検証しえたところで、複式簿記は完結するはずである。まさに「複式簿記」が完成するのである。

そこで、「複式簿記」が完成するとなると、前掲の著書によると、「取引の諸勘定への複記によって、簿記の各勘定は相互に有機的関連を持つのみではなく、全体としてもまた、1つの閉された有機的な体系的組織を構成する。決算時における諸勘定締切の結果はこれを示している。損益に関する諸勘定の残高を集合損益勘定に振替えると、それらの諸勘定は貸借平均して締切られ、集合損益勘定の貸借差額は純損益を示す。これを資本金勘定に振替えると集合損益勘定は貸借平均して締切られる。資産、負債、資本金の諸勘定の残高を決算残高勘定に振替えると、これらの諸勘定と決算残高勘定は共に貸借平均して締切られ、かくして総ゆる勘定は締切られ、1つの閉された有機的組織を構成するのである。このことは、集合損益勘定で算出された損益が、決算残高勘定による財産計算により確証づけられることを意味している」¹³⁷⁾とのことである。

ところが、「決算残高勘定による財産計算により」計算されるのは「正味財産」である。これに対して、「集合損益勘定の貸借差額は」、すでに、資本金勘定に振替えられてしまっている。資本金勘定からは、「資本残高」、したがって、「元入資本（追加出資および資本引出があれば、これを加減）± 期間損益」が残高勘定に振替えられるので、「決算残高勘定による財産計算により確証づけられる」のは、損益勘定に計算する「期間損益」が資本金勘定に振替えられて計算する「正味資本」である。したがって、「集合損益勘定で算出された損益が、決算残高勘定による財産計算により確証づけられる」には、資本金勘定に計算する「正味資本」に、残高勘定に計算する「正味財産」が一致しうること、決算時に保有する資本は保全しえたことになるので、資本金勘定に振替えられた「期間損益」も併せ考慮して、計算に間違いはない、翻って、記録にも間違いはないことを検証しえて、はては翌期に間違いなく振替えられることも検証しうるといふことではなからうか。

付 記

筆者は、4)「会計帳簿の機能」の後に続いて、5)「会計帳簿の検証」として、(1)「仕訳帳と元帳」、(2)「試算表と合計の総計表」についても説明することにして、しかし、いずれも説明しているところであるので、これは省略することにして、筆者なりに納得しうるところだけを披瀝しておくことにしたい。

まずは、14世紀の末葉から、会計帳簿が整備、分類されるようになったとのことであるが、Pacioloの印刷本によると、記録に間違いはないように、会計帳簿は「日記帳」(memoriale)、「仕訳帳」(giornale)と「元帳」(quaderno)に整備、分類される。日々の取引事実を文章でメモ書きしておくのが「日記帳」であるのに対して、取引事実を「二重記録」、元帳の借方に記録する科目と貸方に記録する科目を「反対記録」しうるように分解しておくのが「仕訳帳」。仕訳帳の左端の行には、実は「元丁欄」という表現は見出されないが、元帳の借方に記録する科目には、元丁欄の上段に元帳の丁数である「元丁」、元帳の貸方に記録する科目には、元丁欄の下段に元帳の丁数である「元丁」を記録することで、元帳に「転記済」であるかどうかを検証しようとする。さらに、「貸借平均原理」が保証されるように、勘定相互に反対記録するのが元帳。しかし、元帳の借方と貸方に転記された科目には、今日の元帳のように、仕訳帳と検証しようとして、摘要欄の右側の行の「仕丁欄」に仕訳帳の丁数である「仕丁」を記録したのではない。実は「元丁欄」という表現は見出されないが、摘要欄の右側の行の元丁欄に「相手勘定」の丁数である「元丁」を記録することによって、元帳に「反対記録」されたかどうかを検証しようとする。そうすることによって、「貸借平均原理」が保証されるように記録して、記録に間違いはないようにしえたのである。

これに加えて、Pacioloの印刷本によると、資産、負債と資本は直接に繰越されるだけであるので、計算に間違いはないように、「元帳から作成される均衡表」(bilancio che del libro)と表現しては、随時または会計帳簿の締切前に、今日の「合計試算表」、「古くなった元帳の均衡表」(bilancio del libro vecchio)と表現しては、会計帳簿の締切前に、今日の「残高試算表」、さらに、今日に作成されることはないが、会計帳簿の締切後に、「合計の総計表」(summa de summarum)、このような紙片、3様の紙片を作成することによって、「貸借平均原理」が保証されるように記録したかどうかを検証して、計算に間違いはないようにしえたのである。しかし、あえて憶測するに、会計帳簿が「資本保全」手段として機能するのに、会計帳簿の更新時または決算時に、「残高勘定」まで開設することでは、このような3様の紙片を作成することが不要になるのでは、と想像するのである。

なお、(1)「仕訳帳と元帳」については、拙著；『16世紀におけるドイツ固有の簿記の研究』、西南学院大学学術研究所 2012年、115頁以降、(2)「試算表と合計の総計表」については、拙著；『複式簿記の歴史と論理』、森山書店 2005年、203頁以降を参照されたい。

4. むすび

すでに、著者が「ドイツ簿記の16世紀から複式簿記会計への進化」を解明しようとして以来、抱き続けてきた疑問、「会計情報」自体が多様な変革を迫られる現状にあって、しかも、この変革を可能にする開示「技術」が急速に進歩する現状にあって、「それでも、複式簿記に関わるのはなぜか」、したがって、「それでも、今日の複式簿記の枠内にある会計、『複式簿記会計』であるのはなぜか」、このような疑問を抱き続けてきた筆者は、「複式簿記の神話」に無意識に頼っていることを自覚しておかねばならないとの想いから、「記録の起源と複式簿記の記録」を解明したところである。このような課題、「記録すること」自体の起源から説き起こしたことは、まさに趣味の域との誇りは免れないかもしれないが、筆者には、それなりの理由があつてのことである。1回かぎりの取引事実を記録する「時点記録」、「断片記録」、この「会計文書」を信頼するものにするために、「商人」と「取引相手」の商人が、ごまかされないことがないように、改竄されることがないように、どのように腐心したか、まずは、「記録」の起源について解明しておきたかったからである。これに対して、反復する取引事実を記録する「継続記録」、この「会計帳簿」を信頼するものにするために、商人「自身」が、ごまかすことがないように、改竄することがないように、どのように腐心したか、さらに、複式簿記の「記録」について解明しておきたかったからである。これを併せ解明しうるなら、会計帳簿に記録する商人「自身」が腐心したことによつてこそ、この「複式簿記の神話」が生み出される発端となつたことを浮き彫りにしえようというわけである。

これに加えて、約半世紀の間、簿記教育の現場に会計教育の現場に携わつてきた筆者が努めてきたことではあるが、「複式簿記」をただの技法として、ともすれば難解なままに学習してもらのではなく、少しは楽しい教養として「簿記知識」を学習してもらえたらとの願いがあつたからでもある。筆者は、「記録すること」自体の起源から説き起こして、その「会計文書」を信頼するものにするために、「商人」と「取引相手」の商人が、ごまかされないことがないように、改竄されることがないように、いかに腐心したか、これに対して、

その「会計帳簿」を信頼しうるものにするために、商人「自身」が、ごまかすことがないように、改竄することがないように、いかに腐心したか、数百年、いや、数千年にも亘る「商人の英智」のほどを知ってもらいたかったからでもある。

まずは、「アルタミラの壁画」から想像したように、自身の記憶を確実にするための「備忘手段」として記録したのだが、極端には、「文字は『会計記録人』の発明になるものである」²²⁾とまで表現されるように、証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録したのは、「メソポタミア時代の粘土板」これに記録したのは、官吏または神官、「今日の公証人」に相当する会計記録人である。まずは、羊、山羊の「依託受託関係」、さらに、ハンムラビ法典では、穀物か銀の「委託受託関係」、家屋の「賃貸借関係」、穀物か銀の「貸借関係」を記録してもらうことで、「商人」にとっても、「取引相手」の商人にとっても、この「会計文書」は信頼されたわけである。

しかし、商業が活発になるに伴って、商業取引も増加するとともに、官吏にしても、神官にしても、会計記録人がこの増加してくる商業取引に1つ1つ対応しえたとはいえ、事務量的には、とても想像しえない。事実、対応しえなくなると、「商人」にしても、「取引相手」の商人にしても、自身では記録しえなかっただけに、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」に記録してもらうしかない。そうであるからこそ、「商人」と「取引相手」の商人は、ごまかされることがないように、改竄されることがないように腐心したがために、「封筒に入れられた粘土板」の会計文書まで作成してもらうことで、この会計文書は信頼されたわけである。

これに対して、複式簿記が誕生する前夜の中世イタリアでも同様である。証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録したのは、まさに今日の「公証人」。「商人」にとっても、「取引相手」の商人にとっても、現金の貸付と借入の「貸借関係」を「公正証書」として記録してもらうことで、この「会計文書」は信頼されたわけである。

しかし、メソポタミア時代におけると同様に、公証人にしても、会計記録人がこの増加してくる商業取引に1つ1つ対応しえたとはいえ、事務量的には、とて

も想像しえない。事実、対応しえなくなると、メソポタミア時代におけるとは相違して、商人「自身」が記録しえたがために、会計記録人は商人「自身」したがって、商人「自身」が、ごまかすことがないように、改竄することがないように腐心しなければならなくなったのである。

まずは、商人「自身」も、証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録するために、「貸借記録の会計帳簿」である「人名勘定」を開設する。「現金の貸付または借入」の貸借関係、これに対する「一括返済」ばかりか、「分割返済」の貸借関係、さらに、「追加貸付」または「追加借入」の貸借関係、場合によっては、「貸借振替」、さらに、「相互貸借」の貸借関係を人名勘定、したがって、「債権勘定」または「債務勘定」に記録したのである。しかも、「債権の発生」と「債務の消滅」によって招来される「現金の支出」は相手帳簿である「現金出納帳」に、「商品の売上」は相手帳簿である「商品売買帳」に記録すると、人名勘定の「頁数」または「丁数」を記録して「照合記録」。「債権の発生」と「債務の消滅」によって招来される「現金の収入」は相手帳簿である「現金出納帳」に、「商品の仕入」は相手帳簿である「商品売買帳」に記録すると、人名勘定の「頁数」または「丁数」を記録して「照合記録」そうすることによって、人名勘定を「公正帳簿」として補強しえたわけである。

さらに、商人「自身」は、証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として人名勘定に記録したのに対して、「反対記録の会計帳簿」である「物財勘定」を開設する。人名勘定の相手勘定である「現金勘定」を開設しては、「現金の収入」と「現金の支出」を人名勘定とは「反対記録」。人名勘定の相手勘定である「商品勘定」を開設しては、「商品の仕入」と「商品の売上」を人名勘定とは「反対記録」。さらに、「反対記録の会計帳簿」である「名目勘定」までも開設する。人名勘定の相手勘定である「利益（収益）勘定」を開設しては、「利益（収益）の発生」、「損失（費用）勘定」を開設しては、「損失（費用）の発生」を人名勘定とは「反対記録」。そうすることによって、人名勘定を「公正帳簿」として補完しうることになる。

もちろん、人名勘定とは反対記録するだけではなく、勘定相互に「反対記録」することにもなるので、会計帳簿は、勘定相互に「有機的関連を持つ」¹³⁷⁾こ

となる。「貸借平均原理」こそが保証されることになるのである。「貸借平均原理」が保証されるように記録することによっては、「貸借記録の会計帳簿」である「人名勘定」、したがって、債権勘定または債務勘定も、「反対記録の会計帳簿」である「物財勘定」、したがって、現金勘定、さらに、商品勘定も、「名目勘定」、したがって、利益（収益）勘定と損失（費用）勘定も、この会計帳簿は信頼されたわけである。

さらに、勘定自体が「固有の意味を持つ」¹³⁸⁾ ことによって、随時、会計帳簿の更新時または決算時に、会計帳簿は「財産管理」手段として機能するばかりか、会計帳簿の更新時または決算時に、まずは、「損益勘定」を前面に打ち出すことによって、「損益計算」手段として機能して、さらに、「残高勘定」まで開設することによって、会計帳簿は「資本保全」手段として機能する。勘定全体に「1つの閉された有機的な体系的組織を構成する」¹³⁷⁾ のである。「貸借平均原理」が保証されるように記録することによっては、この会計帳簿も信頼されたわけである。

したがって、「貸借平均原理」が保証されさえするなら、計算に間違いはない、翻って、記録にも間違いはないことを検証しえて、はては翌期に間違いなく振替えられることも検証しうるのである。そうであるからこそ、「『貸借平均原理』が保証されるなら間違いはない」、したがって、「『複式簿記』であるなら間違いはない」と思い込んでしまう「複式簿記の神話」が生み出される発端となったことを浮き彫りにしえようというものである。

すでに、「複式簿記」を機軸にして構築されている大著『動的貸借対照表論』の著者であるSchmalenbachが表現するところでは、「複式簿記は、着替えようとする経営者がいろんな宿命によって無理矢理に着用していることのような強靱なものである。複式簿記は古い上着のようなものである。なるほど、着用する人が大きくなって体に合わなくなったかもしれないが、それは長持ちしたのだから、その生地を心底から褒めてやらねばならない」³⁾ とのことである。しかし、「強靱なものである」との想いこそは、「これに慣れてしまう」³⁾ ことで、「複式簿記の神話」になっているのではなからうか。そうであるとし

たら、「複式簿記の欠陥について、いくらか述べるにあたっては、『裁断』を考
えるのであって、『生地』を考えるのではない」³⁾と表現するにしても、ど
のような生地であったか、長持ちしたのはなぜか、ここから裁断を考えねばなら
ないのでは、ということである。「会計情報」自体が多様な変革を迫られる現
状にあって、しかも、この変革を可能にする開示「技術」が急速に進歩する現
状にもあって、裁断を考えるにしても、「強靱なものである」との想い、「これ
に慣れてしまう」ことで、この「複式簿記の神話」に無意識に頼っていること
を自覚しておかねばならないのでは、ということである。

そのようなわけで、筆者は、「複式簿記の神話」を自覚しておかねばならな
いとの想いから、「記録の起源と複式簿記の記録」、このような課題に取り組んだ
のだが、やっとの想いで、人知れぬ黙道でしかないかもしれない、その筋道だ
けは解明しえたようである。「ドイツ簿記の16世紀から複式簿記会計への進化」
を解明しようとしただけの筆者としては、専門的な知識も乏しいだけに、思わ
ぬ間違いを犯すことを覚悟しながら、「記録すること」自体の起源から説き起
こして、「複式簿記」が誕生、完成するまでの「商人の英智」のほどを書き記
しておこうとしただけである。